

DA
3288
7003
④

船舶起因の油濁による環境汚染に対する原状回復

筑波大学審査学位論文（博士）

2003

合 田 浩 之

筑波大学大学院

ビジネス科学研究科 企業科学専攻

寄贈
合田浩之氏

04010762

目次

第1部 問題の所在	7頁
第1章 はじめに－問題意識	7頁
第1款 課題の所在	7頁
第2款 分析の対象の前提	12頁
第1項 用語の定義	12頁
第2項 分析の対象	13頁
第3款 本論文の構成	16頁
第2部 油濁法制	21頁
第1章 CLC/FC条約における油濁に関する賠償の範囲	21頁
第1款 CLC/FC条約における油濁事故の被害者救済の基本的枠組み	22頁
第1節 日本におけるCLC/FC条約参加の理由	22頁
第2節 国際条約の基本的枠組み	25頁
第2款 CLC/FC条約における油濁に関する補償範囲	27頁
第1節 1969年CLC条約と1971年FC条約の成立	27頁
第2節 補償の範囲	30頁
第3節 CLC/FC条約を補完する民間協定	33頁
第1項 P&I保険の油濁補償規定	37頁
第2項 TOVALOP/CRISTAL協定の補償内容の概要	37頁
第4節 CLC/FC条約における環境賠償を巡る近年の動向	40頁
第2章 米国油濁法における油濁に関する賠償	46頁
第1款 米国法（OPA90）における油濁に関する賠償範囲	52頁
第1節 CLC/FC条約との相違点	52頁
第2節 自然環境の賠償規定	54頁
第1項 OPA90の規定	54頁
第2項 公共信託理論とOPA90	54頁
第3項 補論 イスラム法の視点	57頁
第3節 OPA90の環境賠償に関する賠償額の評価法	58頁
第1項 OPA90の規定	58頁
第2項 CVM法の検討	61頁
第3項 OPA90の施行－原状回復的な処理とその意味	63頁
第2款 米国の油濁に関する連邦法の発展	71頁
第1節 一般海法・コモンローにおける損害賠償法理とOPA90	71頁
第1項 コモンローにおける損害賠償	73頁
第2節 OPA90に先行する連邦油濁関連法	80頁

第1項	水質改善法（FWPCA）	80頁
第2項	外大陸棚法	80頁
第3項	スーパーファンド法	80頁
第4項	アラスカ横断パイプライン認可法	84頁
第5項	深水港法	85頁
第6項	小括	85頁
第3部	環境の擁護に関する法制度	87頁
第1章	国際法における一般的な環境価値の意義の認定と 環境破壊に対する賠償制度	87頁
第1款	国際法が擁護する環境価値の保全	88頁
第1節	海洋に関する条約	88頁
第1項	海洋汚染・海洋環境破壊と国家	88頁
第2項	海洋環境の意味	89頁
第3項	公海	92頁
第2節	南極の環境保護に関する条約	100頁
第1項	南極アザラシ保存条約	102頁
第2項	南極海洋生物資源保存条約	103頁
第3項	環境保護の関する南極条約議定書	104頁
第4項	小括	107頁
第3節	ルガノ条約	107頁
第2款	法の擁護する環境と他の法益との調和	108頁
第1節	持続的な成長	108頁
第2節	国際条約における持続的成長観	112頁
第3節	小括	115頁
第3款	環境価値に関する賠償制度	115頁
第1節	環境に関する国際条約の賠償条項	115頁
第2節	南極に関する環境条約での賠償規定	119頁
第3節	海洋・南極以外の環境に関する国際条約における賠償条項	121頁
第4款	一般的な国際法における損害賠償責任	124頁
第1節	一般的な国家責任とその解除	124頁
第2節	国際違法行為に関する事後救済	125頁
第3節	原状回復と金銭賠償の関係	129頁
第5款	私人の行為による環境破壊と国家責任	132頁
第1節	私人の行為と国家への責任の帰属	132頁
第2節	被害者救済としての国家関与	135頁

第2章 国内法における環境価値と保全・賠償制度	138 頁
第1款 自然環境保全の理念	138 頁
第1節 自然環境の価値と環境権	138 頁
第2款 実定法における自然環境保護の理念	141 頁
第1節 海洋に関する法律	141 頁
第1項 海洋の法的性質	141 頁
第2項 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	142 頁
第3項 海岸法	144 頁
第3款 補償に関する制度	146 頁
第1節 海洋関係の法律	146 頁
第1項 海防法	146 頁
第2項 海岸法	150 頁
第3項 水質汚濁防止法	151 頁
第4項 公有水面埋立法	152 頁
第5項 瀬戸内海環境保全特別措置法	155 頁
第6項 港則法	156 頁
第2節 海洋以外を対象とする自然保護法	156 頁
第1項 自然公園法	157 頁
第2項 都市緑地法	157 頁
第3項 文化財保護法	157 頁
第4項 自然環境保全法	161 頁
第5項 種の保存法	162 頁
第6項 森林法	163 頁
第3節 復元を求めない自然保護法	164 頁
第1項 砂利採取法	164 頁
第2項 採石法	164 頁
第3項 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	165 頁
第4項 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	165 頁
第5項 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	165 頁
第6項 小括	166 頁
第4節 一般的な民事賠償	166 頁
第1項 実定法による民事賠償	166 頁
第2項 契約に基づく復旧事例	170 頁
第5節 環境価値の回復を求める主体としての専門家	172 頁
第1項 文化財保護法の事例	172 頁
第6節 漁業資源管理と漁業者の問題	174 頁

第1項	海面における漁業者の位置付け	175 頁
第2項	内水面に関する規定	178 頁
第3項	海洋利用に関する裁判上の係争事例	180 頁
第4項	裁判事例の示唆	183 頁
第7節	米国以外の外国国内法における環境損害の扱い	184 頁
第1項	ドイツ環境法	184 頁
第2項	ノルウェー汚染防止法	186 頁
第8節	小括	188 頁
第3章	救済	191 頁
第1款	金銭賠償	192 頁
第1節	金銭賠償を原則とする法制の意義	192 頁
第1項	近代財産法と資本主義社会の関係	192 頁
第2項	近代財産法と人格的利益	195 頁
第3項	損害賠償法における金銭賠償	197 頁
第4項	損害賠償法における原状回復	201 頁
第2節	市場取引がなされない財の評価	203 頁
第1項	身体・生命の侵害の評価	204 頁
第2項	社会的費用の内部化	207 頁
第3項	客観的・適正価格の必要性	209 頁
第4項	自然環境の適正価格	210 頁
第2款	不法行為法以外での原状回復	213 頁
第1節	不当利得法	213 頁
第2節	契約法における救済としての原状回復	215 頁
第1項	日本法	215 頁
第2項	英米法	216 頁
第3項	環境破壊と契約法的救済	217 頁
第3款	救済としての適正手続き	217 頁
第1節	適正手続き	218 頁
第2節	環境アセスメントにおける適正手続き	220 頁
第4部	提言	222 頁
第1章	結論 日本法への提言	222 頁
第1款	各当事者の最高最善の事前の対策	223 頁
第1節	油濁の拡大回避のため日本における事前の対策	225 頁
第1項	日本の OPRC 条約国家計画	225 頁
第2項	海上保安庁長官及び海上災害防止センターの作成する	

排出油防除計画	229 頁
第 3 項 災害対策基本法における船舶の油の大量流出に対する計画	231 頁
第 4 項 ナホトカ号事件におけるガイドライン	235 頁
第 2 節 外国の油濁除去計画	235 頁
第 1 項 ノルウェーの油濁処理実務	235 頁
第 2 項 アメリカ	238 頁
第 3 節 船主の最高・最善の対応	240 頁
第 2 款 日本の油濁回収の問題点	244 頁
第 1 節 油濁回収の人員の問題	244 頁
第 1 項 自衛隊	244 頁
第 2 項 ボランティア	249 頁
第 2 節 油濁処理の主体間の調整	250 頁
第 1 項 地方自治体の関与	250 頁
第 2 項 海難救助制度の示唆	254 頁
第 3 項 防災法制の示唆するもの	258 頁
第 3 款 油濁の環境破壊に対する提言	261 頁
第 1 節 自治体を主体とした環境復旧協定の締結	261 頁
第 2 節 協定の主体としての自治体の適格性	264 頁
第 3 節 船主に契約の法的効果を及ぼす制度	266 頁
第 4 節 行政協定の法的問題	272 頁
第 1 項 公害防止協定・環境管理協定の意義	272 頁
第 2 項 行政協定の法的性質	276 頁
第 4 款 履行の確保の問題	278 頁
第 1 節 環境回復協定の遵守の誘因の必要性	278 頁
第 2 節 油賠法における船主責任制限の意義	279 頁
第 3 節 市場からの退場—淘汰	281 頁
第 4 節 保険制度の問題点	282 頁
第 5 節 最終的解決	284 頁
引用文献	288 頁
法令・条約・判例リスト	300 頁